

ロシア凍結資産をウクライナ支援に使うことはできるのか

国際法学会エキスパート・コメント No. 2025-2

二杉健斗（大阪大学大学院国際公共政策研究科 准教授）

脱稿日：2025年2月28日

I.	はじめに	1
II.	凍結資産の没収	1
	A. 凍結資産の没収を行っている国はあるのか？	2
	B. 資産没収は国際法に適合するのか？	3
	C. 資産没収は正当化可能か？	5
III.	凍結資産の運用益の活用	8
	A. 「特別収益」とは何か？	8
	B. 特別収益の活用なら法的に問題はないのか？	9
IV.	おわりに	10

I. はじめに

ロシア（以下、露）によるウクライナ（以下、宇）への軍事侵攻は3年目を迎えました。侵攻の長期化により、宇が被った直接的な損害は1500億ドル、復興費用は5000億ドル近くまで膨れ上がっており（[2024年2月時点](#)）、その持続可能な防衛のための支援も一層必要となっています。その一方で、開戦当初から宇の側に立ってきた西側諸国の「支援疲れ」も顕著となっています。

こうした中で検討されているのが、西側諸国にある露の凍結資産を活用して宇支援に回すというアイデアです。これら資産の総額は2800億ドルに上ると[されており](#)、これを活用できれば、宇への多額の支援になると同時に、その費用を露に転嫁することができ、一石二鳥の利益があるように思われます。

しかし、まさに露やその国民が所有する資産であるが故に、それに手を付けることには国際法の壁が立ちふさがります。本エキスパート・コメントでは、この問題について、凍結資産それ自体の没収（II）と、凍結資産の運用益の活用（III）とに分けて解説します。なお、対露貿易制裁については、山田卓平「[対ロシア制裁を巡る国際法上の論点](#)」国際法学会エキスパート・コメント No. 2023-3 をご参照ください。

II. 凍結資産の没収

A. 凍結資産の没収を行っている国はあるのか？

最も単純な方法は、露の凍結資産を没収して宇支援に回すというものです。資産全体を使えば、金額的に最も大きな支援となります。類似の先例としては、2022年に米国がアフガニスタン中央銀行資産を基金化した[アフガン人民基金](#)がありますが（参照、[117.1 AJIL \(2023\) 139](#)）、露資産についても実行が現れています。

1. カナダ：特別経済措置法（2022年6月）

カナダは、2022年6月に「[特別経済措置法 \(Special Economic Measures Act \(SEMA\)\)](#)」を改正し、次のいずれかの事態が存在すると総督が判断した場合に、外国または命令により指定された人が所有するカナダ国内の財産の没収 (seizure or restraint) ができるようになりました (s 4 (1) (b))。

- ① 国際機構のもとで外国に対してとられる経済制裁
- ② 深刻な国際的危機を引き起こす国際の平和および安全の重大な侵害
- ③ 外国での組織的かつ大規模な人権侵害
- ④ 外国公務員による重大な汚職行為

没収された資産は、被害国の復興や被害者への補償のために用いるとされています (s. 5.6)。この法律に基づき、カナダは2022年12月にオリガルヒ所有の Granite Capital Holdings の資産を[差し押さえ](#)、2023年6月にはピアソン国際空港に駐機していた露ヴォルガ・ドニエプル航空所有の An-124 を[没収しています](#)。

2. 米国：ウクライナ繁栄機会再建法（2024年4月）

米国は、2024年4月に「[ウクライナのための経済的な繁栄及び機会の再建法 \(Rebuilding Economic Prosperity and Opportunity for Ukrainians Act \(REPO for Ukrainians Act\)\)](#)」を採択しました。同法では、大統領は財務省が凍結した露資産を差し押さえ、没収、移送または移転 (seize, confiscate, transfer, or vest) でき、ウクライナ支援基金 (Ukraine Support Fund) に寄託することになっています (s. 104 (b))。大統領は、G7 および EU と協力し、宇賠償基金を設立することともされています (s. 105 (a))。

3. エストニア：国際制裁法（2024年5月）

エストニアは、2024年5月に「[国際制裁法 \(Rahvusvahelise sanktsiooni seadus\)](#)」を改正しました (6月17日施行)。それによると、外務省は国連憲章2条4項に違反する武力行使により外国が被害を受けた場合、制裁対象者 (加害国の国有企業や違法行為に加担した私人を含む) の財産を賠償の「前払い (*ettmaks*)」として用いることができます (29条の1の1項・3項)。

この決定を行うためには、①違法行為による損害の発生、②被害国からの賠償請求、③加害国による賠償の不履行および④被害国または国際機構からの財産使用請求の要件（同 2 項）を満たすことを行政訴訟により立証する必要があり（29 条の 2 の 1-4 項）、その判決に異議のある財産所有者は司法裁判所で決定の効力を争うことができます（同 5 項）。財産所有者は、当該財産と同額の求償権を加害国に対して取得します（29 条の 4 の 1 項）。

4. 英国：露資産差押え・宇支援法案（2023 年 2 月）

英国でも、2023 年 2 月に「[ロシア国家資産の差押え及びウクライナの支援法案](#)」が提出されており、露中銀を含む露の凍結資産を受託者に帰属させ、宇避難民の生活や宇防衛の支援、国際的な損害賠償メカニズムの設立、国際裁判所判決の未履行債務の支払い等に用いることができるようにすることが提案されています。法案は未採択ですが、2025 年 1 月には、露凍結資産を合法的に没収するための方策を検討し報告することを政府に求める[決議](#)が下院で採択されています。

B. 資産没収は国際法に適合するのか？

しかし、こうした凍結資産の直接的な没収が法的な問題を伴うであろうことは想像に難くありません。

1. 外交特権免除

まず、一部の国有財産は国際法上特別な保護を享有し、没収はおろか、そもそも凍結すら認められません。例えば、大使館や外交官の財産は外交特権として不可侵（*inviolability*）を享有し、接受国によるいかなる公権力行使からも保護されます（ウィーン外交関係条約 22 条・30 条）。また、国家元首、政府の長および外務大臣（いわゆる「トロイカ」）も、その在任中は不可侵を享有します（[逮捕状事件判決](#)（2002 年）*para. 54*；[司法共助事件判決](#)（2008 年）*paras. 170 & 174*）。国際司法裁判所（ICJ）は、その射程は少なくとも外交官の不可侵と同等であるという考えを示唆しています（[司法共助事件同判決](#) *para. 174*）。例えばプーチン大統領の資産の凍結はこの点が問題となります。

2. 国家免除

その他の国有財産についても、国家免除（主権免除）が問題となります。ICJ は、国連国家免除条約 19 条に反映された慣習国際法上、外国財産を判決執行の対象とするには、次のいずれかの事情を要すると述べています（[裁判権免除事件判決](#)（2012 年）*para. 118*）。

- ① 当該財産が政府の非商業的目的以外の活動のために使用されていること。
- ② 当該政府が別段の同意をすること。

③ 当該政府が判決の請求のために特別に割り当てること。

しかも、同条約 18 条は「判決前の強制的な措置（仮差押え、仮処分等）」については①の商業例外を定めておらず、常に財産所有国の同意を要求しています。さらに、「中央銀行その他金融当局」の財産は常に非商業的目的の財産とみなされるとも定めており、非常に高い保護を与えています（同 21 条 1 項 c）。露メディアは、国連特別報告者が中銀資産の凍結を国際法違反だと批判したとも報じていますが、この見解はこれら国際法規範を念頭に置いたものと見られます。

ただし、この主張はいくつかの点で検討を要します。

第 1 に、国家免除の原則は、あくまでも国内裁判所での訴訟手続きにおいてのみ適用され、その枠外で専ら立法府または行政府がとる措置には適用されないとする論者もいます¹。国連国家免除条約（2004 年）が「国の裁判所の裁判権からの免除」（1 条）しか定めていないことや、諸国の法律が裁判所の裁判権からの免除しか規定していない（例：外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（日本））ことがその根拠とされます。しかし他方で、「[国連国家免除]条約により規律されない事項については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律される」（同条約前文）のであり、国家免除原則が主権平等原則に由来する以上、あらゆる国家権力の行使が免除原則の対象になるはずだとの議論もあり²、学説は一致していません。

第 2 に、慣習国際法上は、中銀の財産であっても、商業的目的の財産であれば手を出せるという考え方があります³。最近、スウェーデン最高裁がこの立場を示しています（Ascom v. Kazakhstan, Case No. Ö 3828-20, 18 November 2021）。曰く、中銀が「その金融政策とは何ら関係なく所有する財産」にまで免除が及ぶとの慣習国際法は存在せず、中銀に対する特別の保護は「金融政策分野での中銀の活動と明確な関連を持つ財産」に限定されるとします（para. 24）。この事件では、カザフスタン国立銀行が貯蓄ポートフォリオとして保有していた財産は、中銀の為替金融政策の手段というよりも通常の資産運用であり、免除が及ばないとされました（para. 41）。仮にこれが現状の慣習国際法を反映していれば、露中銀が商業目的で運用する資産については免除を気にする必要はないと言えます。

¹ Tom Ruys, “Immunity, Inviolability and Countermeasures – A Closer Look at Non-UN Targeted Sanctions,” in Tom Ruys & Nicolas Angelet (eds.), *The Cambridge University Handbook of Immunities and International Law*, Cambridge University Press, 2019, 670, 680 & 683.

² Jean-Marc Thouvenin, « Gel de fonds des banques centrales et immunité d'exécution, », in Anne Peters et al. (eds.), *Immunities in the Age of Global Constitutionalism*, Brill, 2015, 109, 213; Jean-Marc Thouvenin & Victor Grandaubert, “The Material Scope of State Immunity from Execution,” in Tom Ruys & Nicolas Angelet (eds.), *The Cambridge University Handbook of Immunities and International Law*, Cambridge University Press, 2019, 245, 251.

³ Roger O’Keef et al. (eds.), *The United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property: A Commentary*, Oxford University Press, 2013, 346-347.

3. 外国人の私有財産の保護

もつとも、上記特別の保護を持たない（例えばオリガルヒの）財産であっても、その凍結や没収が自由に行えるわけではありません。

第1に、それら私有財産は、外国人財産を保護する慣習国際法および関連条約により保護されます。その没収はもちろん、長期に亘る凍結も、国際法上の収用に該当して補償義務を生じさせ得ます⁴、国籍のみを理由とする措置であれば内国民待遇および最恵国待遇の違反にもなり得ます。制裁国との間に投資条約があれば、制裁対象者から投資条約仲裁を申し立てられる可能性もあります。実際、カナダに航空機を没収された露企業は、カナダ・ソ連2国間投資条約(BIT)に基づいて仲裁を申し立てていますし、ルクセンブルク・ソ連BITに基づき資産凍結の合法性を争うオリガルヒもいます。なお、日本もロシアとのBITを有しています。

ICJのある種の財産事件判決（2019年）では、米国によるイラン中銀を含むイラン企業に対する資産凍結等の経済制裁が、米イラン友好条約（1955年）の禁止する「彼らが合法的に取得した権利及び利益を毀損するような不合理又は差別的な措置」（4条1項）に当たるかが争われました。ICJは、イラン中銀については同行がこの条約で保護される「会社」には当たらないとして自らの管轄権を否定した一方、その他私企業との関連では管轄権を肯定しました。そして措置が「不合理」なものとならないためには、①「正当な公的目的」があり、②「当該目的と採用された措置との間の適切な関係性」があり、かつ③「措置の悪影響が当該目的との関係で明白に過剰」でないことを要すると解釈し（paras. 147-149）、イランによる支配の種類や程度に関わらずおよそあらゆるイラン法人をカバーする米国の制裁措置は、①を満たすと仮定しても広範に過ぎ、③の均衡性を欠くとして条約違反に当たるとされました（para. 156）。露制裁についても、対象者と露国家との関係性等を慎重に考慮する必要があるでしょう。

第2に、人権条約上の財産権（欧州人権条約第1議定書1条）や私生活の権利（同8条・自由権規約17条）の侵害となる可能性もあります。露は欧州人権条約の母体である欧州評議会を2022年3月16日付で除名され、同条約からも同9月16日付で脱退していますが、同条約の当事国はその管轄内にある個人および「非政府機関」に対して（国籍に関係なく）条約上の義務を負うため、制裁対象者から欧州人権裁判所で訴えられるリスクは残っています。実際、英国裁判所では露企業・国民の資産の凍結（detention）が同条約上の財産権の侵害に当たるかが争われ、目的の正当性と措置の比例性等が検討されています（Dalston Project and others v. Secretary of State for Transport [2024] EWCA Civ 172）。

C. 資産没収は正当化可能か？

仮に資産没収が国際法に違反する場合、それを何らかの例外事由のもとで正当化する（違

⁴ Campbell McLachlan *et al.*, *International Investment Arbitration: Substantive Principles*, 2nd ed., Oxford University Press, 2017, 8.106.

法性を阻却する) ことができるかが問われます。当該条約に安全保障例外条項があればその適用を考えることとなりますが、かかる例外条項がない場合、一般国際法上の違法性阻却を検討する必要があります。

1. 対抗措置

相手国による国際違法行為をやめさせ、またはそれに対する責任を履行させることを目的として、本来であれば国際違法行為となる行為を相手国に対してとることを、「対抗措置 (countermeasures)」と呼びます。対抗措置に該当すれば、その行為の違法性は阻却されます。そのためには、ILC の国家責任条文 (2001 年) に反映された次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 相手国が国際違法行為 (先行違法行為) を行ったこと (49 条 1 項)
- ② 相手国に対して国家責任の履行を促すことを目的とすること (同)
- ③ 相手国に対して負う国際義務の一時的な不履行によること (同条 2 項)
- ④ 可能な限り、自国の国際義務の履行再開が可能な方法によること (同条 3 項)
- ⑤ 先行違法行為による被害と均衡したものであること (51 条)
- ⑥ 相手国に対して国家責任の履行を事前に要求すること (52 条 1 項 a)
- ⑦ 対抗措置の決定を相手国に通告し交渉を申し出ること (ただし被害国の権利保全のための緊急の対抗措置の場合は除く) (52 条 1 項 b)
- ⑧ 当該義務が対抗措置の禁止対象でないこと (50 条)

露資産の凍結・没収について見ると、侵略という露の先行違法行為 (①) は明白ですが、没収の効果が宇への賠償を露に「促す」にとどまらない点 (②) や、没収資産の宇への移転は「一時的」とは言えない点 (③)、また事前の催告がなされたのかという点 (⑦) などで議論の余地があります。また、人権や外交不可侵に係る義務は対抗措置の対象外であるほか (⑧)、投資条約のもとで投資家自身に対して負う義務も対抗措置の影響を受けないとの考え方もあります⁵。

さらに、より根本的な問題として、日本や EU、米国のような、侵略の直接の被害国ではない第三国に対抗措置をとる権利があるのか、争いがあります。対世的義務に関する万国国際法学会の [クラコフ決議](#) (2005 年) は、対世的義務の違反の場合には、その義務の相手国すべてに対抗措置をとる権利が認められるとしてこれを肯定します (2 条)。その一方で、ILC はこの点は「不確か」だとして、将来の国際法の発展に委ねる選択をしています ([国家責任条文 54 条注釈 para. 6](#))。その後の国家実行からも確たる結論を導くことは容易ではありません⁶。

⁵ 岩月直樹「[国籍国に対する対抗措置としての正当性と投資家への対抗可能性](#)」RIETI Discussion paper 14-J-008 (2014 年)。

⁶ 岩月直樹「第三国による対抗措置」森肇志・岩月直樹 (編)『サブテキスト国際法』(日本

この点、米国の [REPO for Ukraine 法](#)には、次のような「議会声明 (sense of Congress)」が付されています (傍点追加)。

ロシア連邦はウクライナに対する自らの侵略について国際法上の責任を負い、国際法上、その国際違法行為を中止しなければならない。この国際法上の侵略禁止の違反により、合衆国には、均衡的でありかつロシア連邦にその国際義務の遵守を促すことを目的とした対抗的な措置 (counter measures) をとる法的権利がある。

[…]

ロシア連邦がとった、侵略行為を含む違法行為の極致は、他にはない状況を生み出しており、合衆国政府および他国がそれぞれの管轄内にあるロシアの主権的資産を没収する法的権限を設定することを正当化する。

これは、少なくとも侵略の場合には第三国対抗措置が認められるという法的信念の表明とも解釈でき、注目されます。

他方日本政府は、資産凍結を含む対露制裁が「日ロ投資協定の全体の趣旨からすれば相反するのではないか」(第 211 回国会衆議院外務委員会第 9 号令和 5 年 4 月 26 日・[徳永久志議員](#)) という質問に対し、「これらの〔資産凍結〕措置は、ロシアによるウクライナ侵略が継続する中、これを一日も早くやめさせるための取組の一環ということでございまして、日ロ投資協定を含め、国際法上許容される」旨回答しています (同・[中込正志外務省欧州局長答弁](#) (傍点追加) 7)。これは、そもそも BIT 違反が生じないという趣旨と読むこともできますが、第三国対抗措置の可能性も含みに入れたものとも考えられます。

2. 集団的自衛権

他方、侵略への対応であれば、より明確な根拠のある集団的自衛権に依拠すればよいという考え方もあります⁸。集団的自衛権は、武力攻撃を受けた国を他国が防衛するための権利であり (国連憲章 51 条)、国家責任条文においても違法性阻却事由として認められています (22 条)。

もっとも、これまで対露制裁実施国は国連憲章 51 条上求められる国連安保理への自衛権発動の通報を行っていませんし、そもそも自衛権が、資産の凍結・没収のような、武力を一切伴わない純粋に経済的な手段による違法行為にも適用されるのかも定かではありません。国家責任条文 22 条の注釈は、「自衛は、〔国連〕憲章 2 条 4 項上のもの〔武力不行使原則〕以外の一部の義務の不履行を正当化し得るが、その不履行がこの規定〔2 条 4 項〕の違反と

評論社、2020 年) 92 頁。

⁷ なお、露に対する貿易上の最恵国待遇の撤回との関連での同様の答弁として、第 208 回国会参議院財政金融委員会第 11 号令和 4 年 4 月 19 日会議録・[渡邊健水産庁漁政部長答弁](#)。

⁸ Matthias Goldmann, “[Hot War and Cold Freezes: Targeting Russian Central Bank Assets](#),” *Verfassungsblog*, 28 February 2022.

関連していることが条件である」と述べており、武力行使を伴わない行為は自衛権では正当化できないことを示唆しています。しかし、学説上は異説もあり⁹、経済制裁と集団的自衛権との間の関係についてはさらなる議論が求められます。

III. 凍結資産の運用益の活用

以上のように、資産没収というラディカルな対応には、一定の国際法的リスクが伴います。そこで検討されている、より安全そうな方法が、凍結資産から生じる運用益を用いた宇支援です。

A. 「特別収益」とは何か？

露の凍結資産は世界各国の金融機関で保管・管理されていますが、その結果、そこから生じる利子や配当の支払いが行われず滞留しています。例えば欧州で露中銀資産の多くを管理するベルギーの証券集中保管機関（CSD: Collective Securities Depository）である Euroclear の発表によれば、凍結による滞留額は 2022 年 6 月末時点で 720 憶ユーロに上りました。ユーロクリアはこれを再投資（運用）し、1 億 1 千万ユーロの利子収益を得たとしています。こうした「特別収益（extraordinary revenues）」から宇支援金を捻出するという方針が、2023 年 10 月 12 日の G7 財相・中銀総裁会合声明で発表されました。

まず EU がこれを実行しています。2024 年 2 月 12 日の EU 理事会決定 (CFSP) 244/577 によれば、同 15 日時点で凍結資産 100 万ユーロ以上を保有する CSD は、①専ら制限措置（資産凍結）から生ずる現金残高は会計処理を分けるとともに、②それら残高から同日以降に生じる収益は帳簿上個別に記録しなければならず、③②の純利益は株主・第三者に分配してはならず、EU の宇支援予算のため確保しなければならないとされました（1a 条 8 項 a-c）。5 月 21 日の理事会決定 (CFSP) 2024/1470 では CSD からの拠出額が純利益の 99.7% と決定され（1a 条 9 項）、7 月 23 日に第 1 次支払い（15 億ユーロ）が行われました。この枠組みで、毎年 30 億ユーロの支援が可能だとも述べられています。

G7 でも議論がなされ、2024 年 6 月のプーリアサミットで、特別収益を担保として 500 億ドルを宇に支援する枠組み「特別収益前倒し融資（ERA Loan: Extraordinary Revenues Acceleration Loan）」の創設が決定されました。財相・中銀総裁会合で発表された要綱（10 月 25 日）によれば、G7 各国は 2025 年 6 月 30 日までに宇との間で 2 国間融資協定（満期 30 年以上）を締結し（1-4 項・13 項）、2024 年 12 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に、あらかじめ合意された金額を送金する一方（5 項）、返済額の少なくとも 95% は露凍結資産からの特別収益で賄われるとされます（貸し付けた元本割合に応じて年 2 回配分）（8-9 項）。

⁹ Russell Buchan, “Non-forcible Measures and the Law of Self-defence,” *International and Comparative Quarterly Law Review*, Vol. 72, No. 1 (2023) 1.

この枠組みでは、特別収益を返済原資として確保することで、低リスクかつ迅速な貸付けを実現することが目指されています。融資国は一旦自国の国庫から融資を行います。後に特別収益からの返済を受けるため、実質的な国民負担なく宇支援を行える仕組みです。

B. 特別収益の活用なら法的に問題はないのか？

凍結資産本体の没収は違法の可能性が高いにもかかわらず、その運用益であれば宇支援に回すことができるのでしょうか。これは、当該特別収益に対する権利が誰に帰属するのかわかりません。もし露の権利なのであれば、Iで検討した没収と何ら変わらないということになります。

この点は Euroclear と露中銀との間の契約の内容次第であり、それが公開されていない以上確たることは不明ですが、Euroclear の CEO は、凍結資産の収益は「法的に Euroclear に帰属する」と述べ、欧州委員会も同収益は「露に帰属するのではなく CSD が所有する」と説明しています。日本政府も、この収益は「いわゆる利子とは異なって、制裁が終了した後もロシアの中銀に引き渡す必要がなく、ロシアの国有資産には該当しない」とのことであり（第 213 回国会参議院外交防衛委員会第 20 号令和 6 年 6 月 18 日・中村仁威外務省大臣官房審議官）、米国のイエレン財務長官（当時）の表現によれば「棚ぼた利得 (windfall earnings)」だと言います。

もっとも、露がこれに同意しているわけではありません。EU の動きに対して露大統領府のペスコフ報道官はこれを「収用」と呼んで非難しています。またプーチン大統領も次のように述べて牽制しています。

西側諸国は、ロシアの一部の資産と通貨準備を凍結しました。そして今、彼らはそれらを不可逆的に取得するための法的な正当化をでっちあげようとしています。しかし一方で、どのように法解釈を歪めようとも、盗みは明らかに盗みでしかなく、罰を逃れることはありません。

また ERA 融資の具体案の発表後には、露財務副大臣がこれを「国際法の原則に違反する」と非難しています。特別収益の法的地位の問題は、資産凍結の合法性を争う訴訟の中で扱われることになるかと予想されます。

この点、投資条約によっては、投資から生じる「収益 (returns)」も「投資財産 (investments)」と同様に保護している場合があることに注意が必要です（例：日露 BIT (1998 年) 3 条・5 条）。Euroclear に関しては、ベルギー・ルクセンブルク経済連合とソ連との間の BIT (1989 年) が問題となりますが、「収益 (revenue)」の自由移動の権利を認められており（6 条）、またそれ自体も「投資財産」（1 条 2 項）の一部として収用等から保護されると主張し得る可能性もあります（露メディアの報道も参照）。

また、露の側も、露内で凍結された「非友好国の企業や団体」の資産を使って「まったく同じことをやる」と警告しています。2024 年 5 月にはプーチン大統領が米国資産の没収を

可能とする政令に署名し、翌2月にはその対象を「非友好国」全体に拡大する法案が政府内で可決されています。これら措置の合法性も、投資条約仲裁等で争われる可能性があり、その中で資産の凍結・没収の国際法上の位置づけが明確化されることが期待されます。

IV. おわりに

以上で見てきたように、宇支援に充てるために露の凍結資産の没収を可能とし、実際に没収に踏み切る国も現れていますが (II-A)、そうした措置は国家の特権免除や外国人財産の保護に関わる国際法に抵触する恐れがあり (II-B)、特に EU や米国、日本のような侵略の直接の被害国でない第三国がそうした措置をとることが国際法上正当化されるかについては依然として争いがあると言えます (II-C)。特に露領内に多くの資産を持つ EU 諸国にとって、こうしたラディカルな措置をとることは苛烈な報復を招きかねず、また EU 市場の安定性を損なうことも危惧されるため、没収のオプションは積極的には取られていません。

その代わりに試みられているのが凍結資産の運用益の活用です (III-A)。これは、露が権利を有する凍結資産本体とそこから生じる運用益とを慎重に切り分けて、後者のみを宇支援に回す手法であり、国際法の枠組みを尊重しながら最大限の支援を行おうとする EU の苦難の表れでもあります。もっとも、露の側がこれを座して眺めているわけではなく、今後、国内裁判所や投資条約仲裁をはじめとする国際裁判所での訴訟が行われる可能性もあります (III-B)。

本稿で扱った問題は、侵略の被害国への賠償と支援を確保するという現実の(また「正義」に由来する)要請と、国家主権や国際経済秩序の安定性を保障する国際法上の枠組みとをどのように両立させることができるのかという、容易ならざる課題を突きつけています。安保理常任理事国による侵略という未曾有の事態を受けて、国際法がどのように発展し変容していくのか、一層つぶさに検証していくことが求められています。

[本稿は、JSPS KAKENHI JP24K00200 による成果を含みます。]

(以上)